

## マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和5年4月1日よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」を開始致します。これによりマイナンバーカードが健康保険証の代わりとして利用可能となります。

★開始に伴い、以下の点数を算定させていただきます。

### 令和5年4月～12月

【初診】医療情報・システム基盤整備体制充実加算	6点
(マイナンバーカードを利用した場合)	2点)
【再診】医療情報・システム基盤整備体制充実加算	2点

### 令和6年1月～

【初診】医療情報・システム基盤整備体制充実加算	4点
(マイナンバーカードを利用した場合)	2点)

★公費負担受給者証・医療証はマイナンバーカードでは確認できませんので必ず原本を受付へ提示して下さい。

★これまで通り健康保険証での受診も可能です。

マイナンバーカードについての詳しい内容は、[厚生労働省ホームページ](#)を参照されるか、マイナンバー総合フリーダイヤル [0120-95-0178](tel:0120-95-0178) へお問い合わせ下さい。